

サービスの提供に係る重要事項を記した書類

介護老人保健施設 入所

- 1 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」入所利用約款
- 2 介護保健施設サービスについて
- 3 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」のご案内
- 4 個人情報の利用目的

令和 8 年 8 月 1 日 現在

介護老人保健施設（指定番号2851880027）
〒677-0035 西脇市上戸田 194番地の1
西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」入所利用約款

（約款の目的）

第1条 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

(2) 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額26万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。ただし、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、

当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。やむを得ず入所利用を解除する場合は、利用を解除する日の1ヶ月前までに通知を行います。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - (2) 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供が困難と判断された場合
 - (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が施設サービスの提供をすることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第 6 条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、西脇市立介護老人保健施設条例（以下「条例」という。）第 4 条及び西脇市立介護老人保健施設条例施行規則第 7 条並びに本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙 2 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、条例第 5 条に定めるところにより、上記利用料金を減免することができます。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する方法に対し、1 ヶ月分の利用料金を、翌月の 5 日までに請求書及び明細書を交付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該金額をその月の 15 日までに、支払うものとします。なお、支払方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によることができます。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第 1 項及び第 2 項により利用料金の支払を受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を交付します。

（記録）

第 7 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧求めたときは、閲覧を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第 8 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限す

る行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、西脇市個人情報保護条例等に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連携、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、西脇市立西脇病院又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する

介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は施設長宛の文書で当施設に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を全国老人保健施設協会共済会の介護老人保健施設総合補償制度に基づき賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護保健施設サービスについて

1 介護保険被保険者証等の確認

説明を行うに当たり、利用希望者の介護保険被保険者証等を確認させていただきます。

2 ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭で生活できる状態になっていただけるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わる各職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をしていただくようになります。

(1) 医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。医師、看護職員が利用者の状態に応じ適切な医療看護を行います。

(2) 介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

(3) リハビリテーション

原則として機能訓練室で行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(4) 生活サービス

当施設入所中も、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(5) 食事

朝 食	7 時 30 分～8 時 15 分
昼 食	12 時 00 分～12 時 45 分
夕 食	18 時 00 分～18 時 45 分

※ 利用者の状況に合わせて提供時間を調整します。

※ 食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。

※ おやつのはきは、15時からです。

(6) 入浴

週に2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて「清拭」となる場合があります。

(7) 理容

月1回、当施設の理容室で業者によって理容サービスが実施されます。料金は利用者が業者に支払っていただきます。

3 他機関との連携

(1) 協力医療機関への受診

当施設では、西脇市立西脇病院に協力していただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、原則として西脇病院に速やかに対応をお願いするようにしています。

(2) 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や専門的な対応が必要になった場合には、他の施設等を紹介します。

4 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5 その他

(1) 相談

当施設には支援・相談の専門員として支援相談員が勤務しています。

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」	支援相談員
0795-23-5958	3名

(2) 要望・苦情

ア 支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、本施設に備え付けられた「ご意見箱」もご利用ください。

イ 市・町介護保険担当者及び兵庫県国民健康保険団体連合会へも、要望や苦情の申入れをすることができます。

<別紙 2>

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」のご案内

(令和 8 年 8 月 1 日)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設種別	介護老人保健施設
施設名	西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」
開設年月日	平成 5 年 5 月 17 日
所在地	西脇市上戸田 194 番地の 1
電話番号・FAX 番号	0795-23-5958 ・ 0795-23-5465
設置者（管理者）	西脇市長
施設長	小出 亮
介護保険指定番号	介護老人保健施設（2851880027号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーションその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には、安心して退所していただけるよう療養環境の調整などの退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

〔西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」の運営基本方針〕

- 1 施設は、居宅又は施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要医療並びに日常生活の世話をを行う。そのことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭と結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、その目的達成のため、職員の熱意と資質を向上させるよう努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

(単位：人)

職種	職員数 (常勤換算)	夜間	業務内容
医師	1		健康管理・医療
看護職員	12以上	5～6	衛生管理・看護
介護職員	22以上		日常生活の介護
支援相談員	3		相談・生活指導
理学、作業、言語聴覚士	5		機能回復訓練
管理栄養士	2		健康管理・栄養指導
介護支援専門員	3		施設サービス計画作成
薬剤師	0.8		薬剤調剤指導
事務職員等	3		事務処理・施設管理

※ 職員数は採用等で変更があります。

(4) 入所定員等

ア 定員 100名（うち認知症専門棟 なし）

イ 療養室 個室 2室、2人室 5室、4人室 22室

2 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案 (2) 食事
 (3) 入浴（一般浴槽、特別浴槽） (4) 医学的管理・看護
 (5) 介護（退所時の支援も行います。）
 (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 (7) 相談援助サービス (8) 行政手続代行
 (9) その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から利用料金とは別に必要な料金等をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 利用料金

(1) 多床室

要介護状態区分により利用料が異なります。（単位：円）

要介護状態区分	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	1割	913	989	1,056	1,114	1,167
	2割	1,826	1,978	2,112	2,228	2,334
	3割	2,739	2,967	3,168	3,342	3,501
居住費 (1日につき)	負担割合によらず同額	437				
食費 (1日につき)	負担割合によらず同額	1,545				
1日の利用料金	1割	2,895	2,971	3,038	3,096	3,149
	2割	3,808	3,960	4,094	4,210	4,316
	3割	4,721	4,949	5,150	5,324	5,483
月額(30日)	1割	86,850	89,130	91,140	92,880	94,470
	2割	114,240	118,800	122,820	126,300	129,480
	3割	141,630	148,470	154,500	159,720	164,490

- ※ 利用者負担第4段階以上の場合の利用料です。
- ※ 施設サービス費には、在宅強化型の場合で夜勤体制加算【24（負担割合2割の場合は48、負担割合3割の場合は72）】・サービス提供体制強化加算Ⅱ【18（負担割合2割の場合は36、負担割合3割の場合は54）】を含みます。なお、サービス提供体制強化加算は、職員体制により変更する場合があります。
- ※ 別途介護職員処遇改善加算が必要です。

(2) 従来型個室

要介護状態区分により利用料が異なります。（単位：円）

要介護状態区分	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	1割	830	905	970	1,027	1,082
	2割	1,660	1,810	1,940	2,054	2,164
	3割	2,490	2,715	2,910	3,081	3,246
居住費 （1日につき）	負担割合によらず同額	1,728				
食費 （1日につき）	負担割合によらず同額	1,545				
個室使用料 （1日につき）	負担割合によらず同額	2,750 （市外居住者は 5,500）				
1日の利用料金 （市内居住者）	1割	6,853	6,928	6,993	7,050	7,105
	2割	7,683	7,833	7,963	8,077	8,187
	3割	8,513	8,738	8,933	9,104	9,269
月額(30日) （市内居住者）	1割	205,590	207,840	209,790	211,500	213,150
	2割	230,490	234,990	238,890	242,310	245,610
	3割	255,390	262,140	267,990	273,120	278,070

- ※ 利用者負担第4段階以上の場合の利用料です。
- ※ 施設サービス費には、在宅強化型の場合で夜勤体制加算【24（負担割合2割の場合は48、負担割合3割の場合は72）】・サービス提供体制強化加算Ⅱ【18（負担割合2割の場合は36、負担割合3割の場合は54）】を含みます。なお、サービス提供体制強化加算は、職員体制により変更する場合があります。
- ※ 別途介護職員処遇改善加算が必要です。

(3) 利用するサービス等により、下記の料金が加算されます。

（ ）内の金額は、負担割合2割・3割の場合

- ア 入所の日から起算して30日間は、上記料金に1日当たり30円（60円・90円）が加算されます。
- イ その他の個別対応該当者には、別途加算があります。
 - 外泊時費用加算（外泊初日と最終日以外） 362円（724円・1,086円）
 - 療養食加算 1回当たり 6円（12円・18円）
 - 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 258円（516円・774円）
 - 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 200円（400円・600円）
 - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 240円（480円・720円）
 - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 120円（240円・360円）
 - ターミナルケア加算 72円～1,900円（144円～3,800円・216円～5,700円）

再入所時栄養連携加算	200円 (400円・ 600円)
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	450円 (900円・ 1,350円)
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	480円 (960円・ 1,440円)
試行的退所時指導加算	400円 (800円・ 1,200円)
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500円 (1,000円・ 1,500円)
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	250円 (500円・ 750円)
入退所前後連携加算 (Ⅰ)	600円 (1,200円・ 1,800円)
入退所前後連携加算 (Ⅱ)	400円 (800円・ 1,200円)
訪問看護指示加算	300円 (600円・ 900円)
経口維持加算 (Ⅰ) 1月当り	400円 (800円・ 1,200円)
経口維持加算 (Ⅱ) 1月当り	100円 (200円・ 300円)
所定疾患施設診療費 (Ⅱ) (10日を限度)	480円 (960円・ 1,440円)
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 1月当り	3円 (6円・ 9円)
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) 1月当り	13円 (26円・ 39円)
自立支援促進加算 1月当り	300円 (600円・ 900円)
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) 1月当り	40円 (80円・ 120円)
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) 1月当り	60円 (120円・ 180円)
安全対策体制加算 (入所中 1回)	20円 (40円・ 60円)
栄養マネジメント強化加算 1日につき	11円 (22円・ 33円)
協力医療機関連携加算 (Ⅰ) 1月当り	50円 (100円・ 150円)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 1月当り	5円 (10円・ 15円)
生産性向上推進体制加算Ⅱ 1月当り	10円 (20円・ 30円)
ウ 施設が在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) の要件を満たしたときは、1日当り	51円 (102円・ 153円) が加算されます。

エ 上記のア、イ及びウ以外にもご利用状況により加算される場合があります。

(4) 食費・居住費の負担限度額認定

食費・居住費について負担限度額の認定を受けている場合には、「負担限度額認定証」に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日当たりの支払い限度額になります。

段 階	対 象 者	1日当たり負担限度額 (円)		
		多床室 居住費 (滞在費)	食費	
			入所利用	短期入所
第 1 段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税が非課税の人	0	300	300
第 2 段階	市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の人	430	390	600
第 3 段階	① 市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超～120万円以下の人	430	680	1,030
	② 市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	430	1,420	1,360

(5) その他 日常生活費等は、別途いただく場合があります。

(6) 支払方法

ア 毎月翌月 5 日頃に、1 ヶ月分の請求書と明細書を発行しますので、納期限（その月の15日頃）までにお支払いください。

イ お支払いについては、指定の金融機関窓口でお願いします。
お支払いいただきますと領収書が発行されます。

4 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

名称 西脇市立西脇病院

所在地 西脇市下戸田 652番地の 1

名称 井上歯科クリニック（西脇市多可郡歯科医師会）

所在地 西脇市野村町433-2

5 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会時間

午前 8 時から午後 8 時まで

(2) 外出、外泊

事前に担当看護職員に申し出て許可を得てください。申出が無い場合や申出が遅れた場合は、食費等をいただくことになります。

(3) 飲酒、喫煙

飲酒、喫煙は禁止です。

(4) 火気の取扱い

禁止です。食品等を温める場合は、各階ステーションに備え付けの電子レンジをご利用ください。

(5) 設備、備品の利用

職員に申し出てください。

(6) 所持品、備品等の持込み

日常生活に必要なものだけにしてください。療養室へテレビを持ち込むことはできません。用品等を持ち込みたいものがある場合は必ず職員にご相談ください。

(7) 金銭、貴重品の持込み

日常生活上に必要なもののみとし、多額の金銭や貴重品等の持込みはご遠慮願います。

(8) 外泊時等の施設外での受診

事前に看護職員に申し出て、必ず所定の受診依頼書を持参し、受診してください。薬のみの場合も同じです。（お薬手帳を持参してください。）

(9) 宗教活動

個人として、他の入所者に迷惑のかからないようにしてください。

- (10) ペットの持込み
禁止です。

6 非常災害対策

- (1) 防災設備

スプリンクラー、消火器、防火水槽、消防署への自動火災通報装置ほか

- (2) 防災訓練
年2回

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び関係者等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレット等をご覧ください。

<別紙 3>

個人情報の利用目的

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。なお、同意しがたい事項がある場合には、その旨窓口まで申し出てください。申出のないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

1 介護サービスの提供に必要な利用目的

〔施設内部での利用〕

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計・経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔施設外への情報提供を伴う利用目的〕

- (4) 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - イ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ウ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - エ 家族等への心身の状況説明
 - (5) 介護保険事務のうち
 - ア 審査支払機関へのレセプトの提出
 - イ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ウ 電算システムのサポート等を受けるための個人データの提供
 - (6) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- #### 2 上記以外の利用目的

〔施設内部での利用に係る利用目的〕

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
 - ア 当施設において行われる学生の実習への協力
 - イ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ウ 当施設において行われる事例研究

〔施設外への情報提供に係る利用目的〕

- (2) 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」入所利用同意書

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」を入所利用するに当たり、西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、その内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

年 月 日 千

〈利用者〉住 所 _____

氏 名 _____ 印

見 本

千

〈利用者の身元引受人〉住 所 _____

氏 名 _____ 印

西脇市立老人保健施設

「しばざくら荘」施設長 様

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名		続 柄	
住 所	千		
電 話	Tel	Tel	

【本約款第10条第３項緊急時及び第11条第３項事故発生時の連絡先】

順位 １	氏 名		続 柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	
順位 ２	氏 名		続 柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	
順位 ３	氏 名		続 柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	

注意 緊急の場合、順位１から電話をかけ、連絡が取れた後の順位の方へは電話いたしません。

(年 月 日 午前・午後 時 分 説明者氏名)

